

設備設計者資格の法的確立と 社会的地位向上を目指す活動の歩み

設備設計者にとって、その専門性、高度な知見を国家資格として認知してもらい、業務に当たっては専門家としての権限を付与してもらうべく協会設立以来、長年にわたり活動してきた。その活動の歴史について本協会の創立から現在に至るまで簡略にたどってみる。

1. 日本設備設計家協会時代の活動

建築設備設計技術者の資格法制化問題は、1959（昭和34）年頃から建築業界で検討されはじめていたが、1963（昭和38）年に日本設備設計家協会が設立されてから本格的な取り組みが始まった。以下に年代を追ってその活動と時代の動向を記載する。

(1)1965（昭和40）年6月「建築士法改正に関するアンケート調査を実施、陳情書を作成」

建築士法改正の動きに呼応して、会員に対して士法改正に関するアンケート調査を行い、集約したものを整理し、陳情書として提出することを第26回臨時理事会で決定した。

(2)1965（昭和40）年7月「建築設備士法（仮称）に関する単独立法制定方お願いについての陳情書提出」

(社)建設行政協会常任理事の三宅俊治氏（元建設省住宅局建築指導課長）に、「建築設備士法」（仮称）に関する単独立法制定方お願いについての陳情書を提出した（資料-1）。

（資料-1）「建築設備士法」（仮称）に関する単 独立法制定方お願いについての陳情書

（要旨）

今回、当局におかれましては建築士法のご改正の動きがあるように拝察いたしますので、本協会としましては、以上の実情を開陳いたしましたので微意お汲みとりの上、「建築士法」に比すべき単独法「建

築設備士法」を、下記希望事項を重点内容としてご制定下さいますよう、ここに強く要望する次第であります。

私共は、わが国の建築界が将来の発展に資するため「建築設備士法」の制定を切望します。

1 建築設備士法（仮称…以下法と称する）による資格者には、電気、機械、空気調和並びに衛生等の当事者を包含すること。

2 「建築設備士」には建築士、設備士（空気調和・衛生工学会認定）及び技術士の有資格者のうち、特に建築設備設計並びに工事監理の実務に経験の深い者を加えること。

3 「建築設備士」には、大学（短大を含む）、及び旧専門学校において、建築設備に関連のある学科を習得したもので、一定期間の実務経験を有する者を加えること。

4 第3項同等以上の実力を有する者で、建設大臣が認定した者も含むものとする。

5 法制定及び実施細則等の立案に当たっては、特に日本設備設計家協会の意見を尊重すること。

6 法の実施に当たっては、現在既に営業している者の、営業権及び生活権の確保のため、特に配慮を行ない、暫定措置、又は優遇措置を講ずること。

社団法人 日本設備設計家協会
会長 渡辺 要

(3)1969（昭和44）年6月「建築基準法の一部を改正する法律案に対する陳情書提出」

建築基準法の一部を改正する法律案の今期国会成立についての陳情書を、建設大臣ならびに衆議院・参議院議員16名に提出した（資料-2）。

（資料-2） 建築基準法の一部を改正する法律案 の今期国会成立についての陳情書

（要旨）

建築物の安全の確保及び防災、衛生上の観点から

建築設備の整備は重大なる要素となっているのみならず、また不特定多数人を収容する大規模の特殊建築物を初めとして、一般建築物においても、建築物の室内気候、室内衛生等良好な環境設備の水準確保のうえからも建築基準法における建築設備の整備は重要な社会問題となっているのであります。

現行建築基準法は去る昭和25年に制定されて以来、既に20年に近い年月を経過し、その間社会情勢の進展に伴い一部の抜本改正のみで今日まで大きな改正は行なわれておりませんことは、ご承知のとおりであります。

建設省提案の建築基準法の一部を改正する法律案が、今次の通常国会においてぜひとも成立するようご配慮を賜りますと共に、建築設備設計者の業務に関しまして一層のご重視をお願いし、その法的根拠を付与賜りますよう切望して陳情する次第であります。

昭和44年 5月

社団法人 日本設備設計家協会
会長 工学博士 大澤 一郎

(4)1971 (昭和46) 年 6月「建築業務基準委員会を設置」

建設省は、建築に続いて建築設備に関しての業務基準を作成するため、建築業務基準委員会を設置した。その趣旨は、建築監理業務全般にわたって、業務が適正に行われ建築主の期待に応えること、建築基準法に示されている安全性が確保されるばかりでなく、建築の質の向上を図るためということが、その趣旨に据えられた。

建築業務基準委員会構成団体は下記のとおりであった。

(社)日本建築学会、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会、(社)日本建築協会、(社)日本設備設計家協会、日本建築設備士協会、(社)建築業協会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)全日本建築士会、(社)全国建設業協会、(社)日本空調衛生工事業協会、(社)日本電設工業協会、(社)プレハブ建築協会、日本建築設計監理協会連合会、(社)日本建築積算協会委員会、(事務局 (社)日本建築士連合会内)

(5)1972 (昭和47) 年 3月「建築設備業務基準発表」

建設省建築指導課から「建築設備業務基準」が発表された。この基準の中では、「建築物が大型化、近代化されるに従い建築設備もますます高度化、専門化」することを指摘している。建築物と一体とはいえ、建築物全体の責任を全うするためには、「技術者みずからが複合あるいは分離責任を遂行する」ことが必要だと強調している。

(6)1973 (昭和48) 年12月「建築士法の一部改正による建築設備技術者に対する資格付けについて提案」

設備技術者の法的資格付けの必要性を痛感した設備4団体は、「建築士法の一部改正による建築設備関係技術者に対する資格付けについて」を、建築業務基準委員会に提案し、同委員会で審議することになった。

設備4団体：(社)日本設備設計家協会、(社)日本空調衛生工事業協会、(社)日本電設工業協会、日本建築設備士協会

(7)1974 (昭和49) 年 7月「建築設備関係技術者の法的資格措置に関する意見書」

建築業務基準委員会は、谷重雄委員長名で亀岡建設大臣に、「建築設備関係技術者の法的資格措置に関する意見書」を提出し、法制化に向けての第一歩を踏み出した(資料-3)。

(資料-3) 建築設備関係技術者の法的資格措置に関する意見書

(要旨)

建築物の設計・工事監理を行なう技術者の資格を定めてその業務の適正を図るため、建築士法が制定されてから四半世紀を経過し、この間、建築技術はより高度化し、建築技術者のかかわる領域はいよいよ広範囲となっている。こうした中で、とくに建築設備に関する技術の専門分化の傾向は著しく、すでに機械設備については、昭和31年より空気調和・衛生工学会が中心となり、建築設備士の資格を定めて技術検定を行ない、合格者は日本建築設備士協会に登録し、民間設定資格技術者として大きい業績をあげている。しかし、現行の建築士法および建築基準法のもとでは、建築設備は建築物の一部として建築士のみならずその設計及び、工事監理の資格があり、また、その業務上の責任も建築士が単一に負うことになっていて、建築技術の専門分化の実情に添わない面が多い。このことについては、毎年の建設白書の中でも建築行政の課題として取上げられているが、なんら進展を見ない状態である。以上の点に鑑み、早急に建築設備技術者の法的な資格を設定すべきである点において、当委員会は意見の一致を見たので、これに関して速やかに法的な措置をされることを要望するものである。

以上

建築業務基準委員会 委員長 谷 重雄

(8)1975 (昭和50) 年 4 月「建築業務基準原案ができ、専門技術者と総括技術者の業務内容と責任の在り方について提言」

建設省は、建築業務基準原案を作成し、「昭和49年度建築業務基準原案作成委員会報告書」を発表した。それには、各種専門技術者と総括技術者の業務内容と責任の在り方についての提言がなされた。

(9)1978 (昭和53) 年 6 月「設備技術者資格立法の趣旨と提案理由をまとめ提出」

建築業務基準委員会から設備技術者資格立法化の具体的な提案を求められていた設備 4 団体は、「立法の趣旨と提案理由」をまとめて提案した。この中で、建築設備と建築構造物との設計技術上の相違点として、

- ①技術体系が建築の意匠や構造とは異なる分野に属する。
- ②構造物として静止しているものではなく、さまざまなエネルギーによって絶えず行動している。
- ③電気・空調・衛生設備が、それぞれ自体で完結した一つのシステムを構成している。

これらを指摘するとともに、設備の高度化専門化の傾向に、建築士が対応できなくなっていることを明記している。

(10)1979 (昭和54) 年 3 月「単独立法案としての建築設備士法案でやるべきと合意」

建築業務基準委員会は、設備技術者に資格を与え、責任を明確化することに合意した。しかし、立法化にあたっては設備 4 団体の「士法改正に寄るべき」との主張に対し、委員からは「単独立法でやるべき」との意見が大勢を占めた。そのため設備 4 団体は、単独立法案としての「建築設備士法案」をまとめ、建築業務基準委員会も了承した。

設備 4 団体：(社)日本設備設計家協会、(社)日本空調衛生工事業協会、(社)日本電設工業協会、日本建築設備士協会

(11)1979 (昭和54) 年10月「建築設備の設計及び工事監理に従事する技術者の資格制度について陳情」

建築業務基準委員会は、谷重雄 委員長名で渡海元三郎 建設大臣 (当時) に対し「建築設備の設計及び工事監理に従事する技術者の資格制度について」とする陳情を行った。

(12)1980 (昭和55) 年 1 月「設備技術者資格法制化問題は別の協議の場を設ける」

第66回建築業務基準委員会で、建設省建築指導課長上田康二氏は、「建築設備士法案という形で、国会に

提出することは立法技術上の問題として有り得ない」と述べ、資格問題は再び士法改正への道に戻ることになった。ただ2月に開かれた第67回同委員会では設備技術者の法的資格化の推進は継続すること、設備技術者資格法制化問題は別の協議の場を設けて平行して行うことになった。

(13)1980 (昭和55) 年 4 月「設備 4 団体から設備技術者資格法制化要綱試案を提出」

設備技術者資格法制化小委員会は4月に発足し、第1回会合では「あり方」と「方針」が確認され、翌5月の第2回会合では設備 4 団体からも要綱試案が提出された。その内容は、専門技術者の資格の設定はもちろん、電気と機械に分けないこと、一級、二級等の種別は設けないこと、有資格者は建築全体を統括する建築士に最善の協力を果たさなければならぬことが提案されている。

(14)1980 (昭和55) 年11月「法制化問題について基本的考え方が合意」

第73回建築業務基準委員会で、設備設計技術者の法制化問題について、士法に組み込むための基本的考え方が合意された。

(15)1981 (昭和56) 年 1 月「専門建築士制度に関する建築士法改正要綱を提出」

建築業務基準委員会は、小委員会がまとめた「専門建築士制度に関する建築士法改正要綱」をもって、斎藤滋与史 建設大臣 (当時) に要望書を提出した。昭和49年6月、昭和54年10月に続いて三度目にあたるので、今回は事務所登録問題には触れず、業務の明確化と責任の所在の明確化だけを求めている。

(16)1982 (昭和57) 年 1 月「法的資格の早期実現について要望書を提出」

全団体の意見が出揃い、一部を除いて「止むを得ず」という意見が大勢を占めた。4月26日には、始関 建設大臣 (当時) に「建築設備技術者の法的資格の早期実現について」という要望書を提出した。

(17)1983 (昭和58) 年 1 月「内閣法制局から反対が出る」

建築審議会は「設備技術者の資格を創設すべし」との答申を内海 建設大臣 (当時) に提出し、ここで設備技術者の資格法制化は実現したとの見方が強まった。ところが、その後大蔵省、内閣法制局から「新たな資格法制化は、行政の簡素化に反するし、試験業務、委託業務に係る予算措置は今日の財政からは困難である」また、「士法体系のなかで、複数の資格が混在す

ることは認めがたい」との反対が出て、ここで一転して法制化が危ぶまれることになった。

(18)1985（昭和60）年5月「建築士法に建築設備資格者（建築設備士）が登場」

建築士法第20条第3項に建築設備資格者に関する条項が新設された。業務権限の付与は叶わなかったが、設備設計技術者資格として「建築設備士」が誕生することになった。

(19)1987（昭和62）年「建築設備士18,000名が誕生」

昭和61年建築設備士試験が始まり、認定講習修了者と合わせて、昭和62年には18,000名にのぼる建築設備士が誕生した。以後、現在まで建築設備士試験は継続されその数は、約35,000名となった。

(20)1989（平成元）年7月「建築設備技術者協会が設立された」

日本建築設備士協会が母体となり、建築設備士、学会設備士が会員となり、建築設備技術者協会が設立総会を行い、同年11月建設大臣許可の社団法人となる。

(21)1990（平成2）年4月「建築設備技術者協会が基本問題検討委員会を設けて資格問題の検討を開始」

建築設備技術者協会が基本問題検討委員会を設けて資格問題の検討を始めることとなり、当協会からは鈴木乙二会員、松沢純一会員が委員として出席した。

(22)1990（平成2）年11月「設備5団体で士法20条3項の運用上の改善と業務権限と責任付与の要望書を提出」

建築設備技術者協会が当協会と設事連（日本設備設計事務所協会連合会）に呼びかける形で3団体協議会を開催した。その結果、設事連を加えた設備5団体で当局に対する要望書を提出することとなった。

この要望書の内容は「士法20条3項の運用上の改善措置を至急講ぜられたきこと、あわせて建築設備士の業務権限と責任を付与するための法律改正を強く要望する」というものであった。

(23)1991（平成3）年9月「建築審議会が再開され、専門資格創設の必要性和位置づけが検討事項に」

建築審議会が再開され、今回の審議（建築士法関係）では建築士事務所の在り方についての前回答申の積み残し検討事項として、建築士事務所の改善整備、建築設計・工事監理業務に携わる者の資格制度の改善整備に関することであり、その中で専門資格創設の必要性和位置づけ、設計を総括する資格の創設の必要性和位

置づけなど、我々設備技術者の関心の深い検討事項があげられた。

以上 日本設備設計家協会30年史より抜粋

2. 日本設備設計事務所協会へ改組後の活動

平成7年に、日本設備設計事務所協会に改組後も設備技術者の資格法制化問題は、法制化特別委員会が設置されてそこで取り組むことになった。平成7年度から現在に至る主な動きを以下に示す。

(1)1995（平成7）年度「法制化特別部会を設立」

法制化特別部会を設立、その下に法制化特別委員会を置いて活動した。

(2)1996（平成8）年度「法制化特別委員会の幹事会を設置」

法制化特別委員会の幹事会を設置した。

(3)1997（平成9）年度「建築士に準ずる資格創設を要望する請願署名活動を推進するための参考資料を作成」

法制化特別部会を廃止して、法制化特別委員会を上位の会議体とした。全国的な会議体として評議会（仮称）を設置した。その活動として、建築士に準ずる資格創設を要望する請願署名活動を推進するための参考資料を作成した（資料-4）。

（資料-4） [参考資料要旨]

平成9年11月17日付参考資料

- ① 建築基準法及び建築士法制定の経緯と建築設備技術者制度の創設（士法第20条第3項／昭和58年）等の説明
- ② 建築士法の業務の独占と名称の独占を与え建築士でなければ建築物の設計又は工事監理ができない制度の矛盾
- ③ 大型化・高層化・複雑化される建築物に占める建築設備の重要性和建築設備に対する設計・工事監理を業務とする技術者の増加、現在約31,000名以上（登録数約23,000名）
- ④ 建築設備技術者の資格措置についての経緯と建築士における設備業務の実態（一級建築士・二級建築士で設備設計及び工事監理に携わっている者は全体の0.7%に過ぎない）
- ⑤ 昭和58年1月、建築審議会に対する建設大臣の諮問に対し第一次答申の結末（建築士に対するコンサルタント的相談業務者の位置付けに留まった（建築士法20条第3項／昭和58年5月））
- ⑥ 建築設備資格者が行なう業務が、法的には「建

築士が行なう業務」という制度の矛盾

以上に述べた建築関係資格の推移のなかで、建築設備資格者制度も社会に定着しつつありますが、制度自体が持つ矛盾は正常な定着を阻害し、明確な社会責任を曖昧にしているのが現状であります。このような状況をご理解いただき、建築設備資格者に法的権限付与をお願い致しますのであります。

(資料一五) 建築設備士に、建築士に準ずる資格創設を要望する請願書

(請願趣旨)

昭和58年の法律改正で建築士法第20条第3項において、僅かに「建築士が建築設備士の意見を聴いたときは設計図書及び報告書にその旨を明らかにしなければならない」とされ、建築士に対するアドバイザーとしての専門技術者として初めて公的に認められましたが、建築士法上はあくまでも設計監理については建築士の業務及び責任とされたままであります。

建築士の協力者としての建築設備士には、法的な権限がないため専門技術についての意見が通らない場合も多く、さらに設備設計におけるシステムの構成や機器の選定は重要な業務であり、これらを担当する専門技術者に対して業務制限の伴った資格を与え、責任制度を確立することこそが建築設備の質の向上、安全の確保、保全維持管理の充実に資するものと考えます。近年、国、地方の公共建築物の設計にも、ようやく建築との分離発注が定着しつつありますとき、建築設備技術者にとって50年来の悲願であります建築士に準ずる法的資格を付与されますよう請願するものであります。

(請願事項)

- 一 国は建築設備についてその設計及び監理を業とする建築設備士(建設大臣が定める資格を有する者)に対し、現行建築士法において建築士に付与されている業務の規定、法的権利並びに義務に類する建築設備の範囲における業務規定及び権利、義務を建築士に準じて付与して戴きたい。
- 二 現行建築士法第5章建築士事務所(第23条~27条)に類する建築設備士事務所の規定、登録等を追加規定して戴きたい。
- 三 前記一及び二による現行建築士法及び建築基準法の一部を改正して戴きたい。

(4)2004(平成16)年度「建築設備士の地位向上に関する検討会の開催」

建築設備4団体(社)日本空調衛生工事業協会、(社)日本電設工業協会、(社)建築設備技術者協会、本会)による「建築設備士の地位向上に関する検討会」が開催さ

れた。

(5)2005(平成17)年10月「構造計算書偽装事件の発生と建築設備6団体要望書」

平成17年10月 姉齒秀次 元一級建築士による構造計算書偽装事件が発生した。

平成17年11月 建築設備4団体に(社)空気調和・衛生工学会、(社)電気設備学会の2団体が加わり建築設備6団体となった。6団体による協議を重ねた結果、「建築設備士に関する建築設備6団体要望書」がまとめられ、平成17年12月16日 国土交通省住宅局建築指導課に提出した(資料一六)。

(資料一六) 建築設備士に関する建築設備6団体要望書

(要望書趣旨)

建築設備設計には、総合的に優れた性能を持ったシステムを構築していく過程での的確な判断や、より高度な技術的対応が求められてきています。さらに、建築設備の法規に遵守した安全性の確保や、消費者への品質の保証を図ることも重要であります。このような高度な要望に適切に対応できるのは、建築設備士であり、現実にその業務にあたっております。

つきましては、高度な機能を有する建築設備分野については、専門技術者である建築設備士が、責任を持って設備設計・監理ができるよう法的に位置づけ、建築確認申請時には、建築設備の設計図書に押印し、氏名・登録番号を記入することができるよう要望します。

(6)2006(平成18)年5月「建築設計資格制度の改善に関する提言書提出」

平成18年3月 建築関係13団体(設備6団体、建築5団体、(財)建築技術教育普及センター、(社)日本建築構造技術者協会)における協議により「建築設計資格制度の改善に関する提言書(案)」がまとまったが、その後、(社)日本建築士会連合会の捺印不参加により一次保留となり、再度建築13団体で意見を調整した結果、(社)日本建築士会連合会、(財)建築技術教育普及センターを除く建築11団体により、平成18年5月29日、「建築設計資格制度の改善に関する提言書」を国土交通大臣に提出した(資料一七)。

(資料一七) 建築設計資格制度の改善に関する提言書

(提言趣旨)

建築関係団体においては、高度化、専門分化する近年の建築技術の変化に対応する新たな建築設計資

格制度のあるべき姿について、建築設計資格制度調査会の場で、かねてより検討を重ねてきました。折しも昨年11月、耐震強度偽装事件が発生し、多くの国民から建築界に対する信頼を失う結果となりました。類似事件の再発防止と信頼回復に向け、早急に制度改正を行うことが求められています。このため、これまでの検討結果を踏まえ、表記の建築関係11団体の総意として、下記のとおり提言します。

国におかれましては、本提言を踏まえ、早急に建築士法の改正を行われますよう要望します。

1. 専門資格（構造及び設備）の導入

設計の高度化等に伴う専門分化の業態に対応するとともに、権限と責任の所在を明確にし、もって国民の信頼回復を図る観点から、特定の建築物に係る構造及び設備の設計及び工事監理に関し、建築士の有する現行の権限を制限し、当該設計・工事監理に係る専門資格を設ける。

この場合、設計等の統括・調整機能は建築士が担うとともに、既建築士及び既建築設備士のうち一定の基準を満たす者には、当該専門資格を付与する。また、建築士及び専門資格者は当該設計図書等への所要の記名捺印を行う。

2. 建築士等の能力維持向上と、登録更新制度の創設

建築士及び専門資格者の職業倫理の徹底及び最新の知識・技能の習得による能力の維持向上を図り、もって類似事件の抑止と建築士等に係る信頼回復を図る観点から、一定の実務実績、継続的能力開発（CPD: Continuing Proisional Development）等を要件とする免許の登録更新制度を創設する。

3. 管理建築士の要件整備等による建築士事務所等の業務の適正化

資格者個人のみならず組織の責任の重要性を踏まえ、建築士事務所の責任体制を強化し、もって類似事件の抑止と信頼回復を図る観点から、当該事務所の技術的事項を総括する管理建築士の責任と権限の明確化と要件整備など、事務所業務の適正化を行う。

専門資格の導入に基づき、構造・設備の専門分野の設計等のみを行う事務所においては、建築士事務所に準じ、専門資格者事務所登録を行うとともに専任の管理専門資格者を置き、責任体制を確立する。管理建築士及び管理専門資格者の要件として、資格取得後一定期間の実務経験と事務所の登録及び更新時に必要な知識等の習得を求める。

設計受託・再委託契約の書面化を義務付けるとともに、受託設計の一括再委託を禁止する。

(7)2006（平成18）年6月「専門分野別の建築士制度の導入についての再提言」

平成18年6月 建築設備関係6団体（社）日本空調衛生工事業協会、（社）日本電設工業協会、（社）建築設備技術者協会、（社）空気調和・衛生工学会、（社）電気設備学会、（本会）の協議により「専門分野別の建築士制度の導入について」がまとまり、平成18年6月19日国土交通大臣に提出した（資料－8）。

(資料－8) 専門分野別の建築士制度の導入についての再提言

(提言趣旨)

社会のニーズに応え得る価値ある建築物を生み出すためには、一定規模以上の建築や高度の機能を必要とする建築の設計及び工事監理は、その権限と責任が法的に位置づけられた専門分野別建築士により行われ、また、そのことが使用者等に明示されることが必要である。このことから、先般、建築関連11団体の総意として、平成18年5月29日に「建築設計資格制度の改善に関する提言」をまとめ国土交通大臣に提言したところである。

平成18年5月31日開催の社会資本整備審議会建築分科会第7回基本制度部会においては、建築関係8団体に対するヒヤリングをベースとした「建築士制度の見直しに向けた論点」の「1. 専門分野別の建築士制度の導入について」の中で、業務の切り分けや、統括機能及び責任範囲などが議論されている。この論点は、社会に責任をもって、良質の建築物を提供するという技術者の役割と責任に大きく関わるものであり、建築設備関連6団体は再度「建築士制度の見直しに向けた論点」の「1. 専門分野別の建築士制度の導入について」に対する見解を示す。

1. 設計業務の建築、構造、設備の切り分け

現在既に日常の設計業務が建築、構造、設備等に切り分けられ、それぞれの分野の専門家により遂行されていることから、当然、切り分けは可能であると考ええる。

2. 設備専門分野の資格者の役割

設備設計者は、実態として、企画・基本設計段階で重要な検討事項となる設備システム計画や省エネルギー計画、地球環境配慮計画等の建築計画、構造計画に大きな影響を及ぼす業務を行っており、基本計画、実施設計、監理の全ての段階において、設備専門分野における権限と責任を負うことが必要と考える。

3. 設計の統括・調整役

設備のみの改修工事や設備のウエートの高い先端生産施設・研究施設やコンピュータ施設などもある

ことから、この役割は資格で規定するものでなく、設計対象物の機能や契約（発注者の意向）により決定されるべきものである。

4. 既建築設備士の位置づけ

現行の建築設備士の試験は、建築設備に関する問題ばかりでなく、建築全般に関する問題が出題されている。機械・電気を大学で学んだ者でも、建築全般に関する必要最低限の基礎知識を持っていることが合格の条件であり、かつ、建築士法の中に建築設備士が位置づけられていることから考えても、設備専門資格者を制度化する場合には、既建築設備士合格者を優先的に考えるべきである。

5. 設備専門資格に係る特定の建築物とは

現行の建築士の有する権限を制限する特定建築物とは、

- 1) 建築士法第20条第4項で定義する大規模の建築物
- 2) 省エネルギー計画書の届出が必要な建築物
- 3) 特殊な設備機能を要する建築物（特定行政庁が指定する定期報告を必要とする不特定多数の人が利用する特殊建築物、および高度な設備機能を有する研究施設、データセンター、ハイテク工場等）

のいずれかに該当する建築物をいう。

(8)2006（平成18）年8月「建築物の安全性確保のための建築行政のありかた報告書に対する意見書」

第10回社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会にて提案された、「建築物の安全性確保のための建築行政のありかたについて報告書（案）」に対し、建築設備関係6団体（前掲載）の協議により意見書を提出した（資料－9）。

（資料－9） 建築物の安全性確保のための建築行政のありかた報告書に対する意見書

（意見書趣旨）

この報告書（案）は、建築設備設計に関する高度な専門性を理解のうえ、特定設備建築士という専門資格を創設するものであり、その意味で大きな意義があります。

しかしながら、設備設計・工事監理に実務上携わっている一級建築士は極めて少ないため、「報告書（案）」では設備設計が停滞したり、下請による設計を一級建築士が形式的に処理したりすることになる可能性が大きくなります（注1）。このような事態は、消費者や発注者の信頼を回復しようとする制度改正の目的に反するものであります。ついては、建築設備6団体協議会として、建築士制度の見直しに次の項目

を加えていただくよう要望いたします。

- 1) 建築士法に定める建築設備士（注2）のうち、一定期間の実務経験を有し、指定講習の受講と修了考査、建築設備CPD（注3）の履修の条件を満たす者に、特定設備建築士資格を付与する。この場合の特定設備建築士の業務範囲は、下記の3）に規定する一定の建築物の設備設計・工事監理とする。
- 2) 建築士法に定める建築設備士は存続させ、特定設備建築士への移行可能な資格制度とする（注4）。
- 3) 特定設備建築士のみが設備設計・工事監理を行える建築物は以下の通りとする。
 - ・建築士法第20条第4項で定義する大規模の建築物
 - ・省エネルギー計画書の届出が必要な建築物
 - ・特定行政庁が指定する定期報告を必要とする特殊建築物

なお、これらが認められない場合には、新たに法を整備し、「建築設備士」のうち、一定の実務経験を有し、講習・修了考査、設備CPDの履修の条件を満たす者に資格を付与し、特定設備建築士と同等の業務（設備設計・工事監理業務）を行うことを認めていただきたい。 以上

注1：・特定設備建築士となり得る一級建築士の想定数 32万人×1.1%≒3,500人

・実質的に必要な特定設備建築士資格者数の想定（3万人）

設計業務量＝意匠：構造：設備：その他＝60：10：20：10とすると

必要技術者人員＝意匠：構造：設備＝60：10：20＝9万人：1.5万人：3万人

（意匠の9万人は一級建築士事務所登録数92,028事務所より想定）

注2：・建築設備士は、「建築設備全般に関する知識および技能を有し、建築士に対して高度化・複雑化した建築設備の設計・工事監理に関する適切なアドバイスが行える資格者」と建築士法に定められています。

したがって、建築設備だけでなく、建築一般及び建築設備に関する基礎知識を有し、設備設計・工事監理を遂行する建築知識と高度の設備専門知識を有している資格者です。また、建築設備士は、35,000人が合格し、32,000人が登録されており、大多数の者が設計・工事監理業務に携わっているか、またその経験を有する者です。

注3：・建築設備CPDは建築設備士関連団体CPD協議会〔(社)空気調和・衛生工学会、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、(社)日本設備設計事務所協会〕で決められたコンテンツ、ポイント等により、2005年度より実施中です。

注4：・建築設備士合格者の過半は機械工学、電気工学等の建築学科以外の出身者で、一級建築士合格者ではありません。建築・土木学科等の出身者を主対象とする一級建築士合格者のうち、一定以上の実務経験を有し、且つ、所定の講習を修了した者のみを特定設備建築士とするとした場合、今後とも特定設備建築士の不足が懸念され、さらに優秀な機械・電気設備技術者が建築設備に携わらなくなる恐れがあります。

(9)2006（平成18）年9月「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について特定設備建築士の創設に対する意見」

社会資本整備審議会答申の「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」（平成18年8月31日）において報告された、「設備と構造の専門資格として特定構造建築士及び特定設備建築士の創設」について平成18年9月29日意見書を提出した（資料-10）。

(資料-10) 建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について特定設備建築士の創設に対する意見

(意見書趣旨)

構造と設備の専門資格としての特定構造建築士及び特定設備建築士の創設は、消費者にとって設計・工事監理業務の責任と権限が明確になり、新築あるいは改修される建築物の安全性と信頼性が高いものとなる有効なものと考えております。

そこで、建築設備6団体協議会は、設備設計技術者として高い知識と実務経験をもつ「建築設備士」(建築士法第20条第4項)を有効活用することにより、適正な建築設備設計・工事監理を通じて建築物の品質確保を図ることを推進して参りたいと考え、以下のことを要望いたします。

1. 建築設備士の活用

- ① 建築設計発注者や確認申請機関に対して、東京都や大阪府の一部の行政機関が行っている運用（氏名・番号の記載及び押印をする）にならって全ての都道府県で建築設備士の有効活用を図るよう、国土交通省から「通達」することを願いたい。

- ② 特定設備建築士が関与することが必要な建築物に係る設備設計・工事監理業務を、特定設備建築士が在籍しない建築設備士を擁する設備設計事務所が、行政より認定され、第3者機関（建築設備関連の職能団体等）に登録された特定設備建築士による法適合性証明を得て行うことは何ら差し支えないことを国土交通省から「通達」するようお願いしたい。

2. 既建築設備士の特定設備建築士への認定

既建築設備士のうち一定期間の実務経験を有し、一定の条件〔指定講習の受講と修了考査など〕を満たす者に、特定設備建築士を認定するよう要望いたします。

3. 特定設備建築士の認定条件

特定設備建築士に認定される基準は、建築設備士の資格を持つ者又は少なくとも建築設備士と同等の技術レベルを持つ者を目途とし、講習の受講と実務経験（資格取得後5年以上）の確認を受けた者としていただくことを願いたい。

4. 新一級建築士の受験資格と試験

- ① 建築設備士の有資格者は、資格取得後の実務経験なしで、新一級建築士の受験資格者としていただきたい。
- ② 新一級建築士受験資格条件を、機械系・電気系学科出身の技術者も実務経験を勘案のうえ直接受験できるよう、受験資格の幅を広げていただきたい。

5. 既CPD制度の活用

建築関連職能団体で行っているCPD制度（研修と実務評価）を活用し、建築士及び建築設備士の技術レベルをアップさせ、併せて、5年ごとの指定講習を義務付けていただきたい。

(10)2007（平成19）年2月「建築設備士の更なる活用と設備設計一級建築士制度構築に向けての要望書提出」

平成19年2月、本会を含む建築設備6団体では、改正建築士法の下での、建築士、設備設計一級建築士及び建築設備士に関わる新制度のあり方について意見を取りまとめ、平成19年2月15日「建築設備士の更なる活用と設備設計一級建築士制度構築に向けての要望書」を国土交通大臣に提出した（資料-11）。

(資料-11) 建築設備士の更なる活用と設備設計一級建築士制度構築に向けての要望書

(要望書趣旨)

新制度の運用に当たっては、建築設備士の一層の

活用により、建築設備士と設備設計一級建築士の両資格者が協働して建築設備の設計品質の向上を図り、消費者（建築主）の安全の保護に貢献できるよう、ご配慮をお願い致します。

1. 一級建築士試験における建築設備士の受験資格、受験科目

- (1) 受験資格 建築設備士資格取得後、実務経験2年以上の者に一級建築士の受験資格を付与していただきたい。
- (2) 受験科目 受験科目については、学科試験、設計製図試験ともに下記の配慮をお願いしたい。
 - ① 学科試験については、現行の計画、法規、構造、施工の4科目となっているが、これに設備を加えた5科目とし、設備設計の重要性に見合った質と量の問題をご出題いただきたい。
 - ② 設計製図については、共通製図および意匠、構造、設備などのコース別選択製図としていただきたい。

2. 設備設計一級建築士の資格要件

- (1) 設備設計一級建築士の講習考査で確認する設計能力のレベルは、建築設備士の能力と同等のものとしていただきたい。その確認方法として、建築設備士試験の設計製図に相当する試験を加えていただきたい。
- (2) 一級建築士で、かつ建築設備士である者は、建築士法第10条の2第2項第2号「国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識および技能を有すると認める

一級建築士」に該当する者としていただきたい。

3. 確認申請書等における建築設備士の氏名等の記載

- (1) 全ての建築物の確認申請書において、建築設備設計に関与した建築設備士の氏名、登録番号、勤務先名、所在地、電話番号および業務内容（電気、空調、衛生、昇降機等）等を記載する欄を設け、立場を明確にするようにして頂きたい。
 - (2) これらを官公庁・民間の設計業務発注者および設計事務所等にも実施を徹底し、特定行政庁へ通達して頂きたい。
 - (3) なお、省エネルギー計画書および設備設計図書、工事監理報告書においても同様の扱いとして頂きたい。
- #### 4. 告示1206号の見直しにあたっては、現状を踏まえたうえで、下記の配慮をお願いしたい。
- (1) 業務量は用途、規模に応じて意匠、構造、設備（電気、空調、衛生、昇降機等）等の専門分野別に区分し、基本設計と実施設計、監理の項目に整理する。
 - (2) 設備業務内容に保全調査等の法で指定された報告業務を追加する。また、省エネルギー計画書（PAL、CEC）、CASBEE評価、防災計画、グリーン庁舎の評価等の新たに発生した報告業務を追加し、業務量基準を設ける。
- #### 5. 建築基準法、建築士法にかかる政令、省令等の審議会、委員会等には、設備技術者を委員として必ず参加させていただきたい。

